

無人航空機による農薬の安全使用に関する指導要領

令和元年11月28日付け、農産第912号
岡山県農林水産部長通知

(目的)

第1 この要領は、無人航空機による空中散布について、人畜、農林水産物、周辺環境等に対する安全性を確保しつつ、その適正な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、各用語の定義は、次に定めるところによる。

- 1 無人航空機
航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に定める「無人航空機」
- 2 空中散布
無人航空機を用いて行う空中からの農薬の散布
- 3 防除実施者
空中散布の作業を自ら又は他者に委託して実施する者

(空中散布の実施)

第3 空中散布計画書の策定

- 1 防除実施者は、空中散布の実施に当たって、該当市町村名、実施予定月日、作物名等について記載した空中散布計画書（別記様式1）を作成し、空中散布を実施する月の前月末までに、岡山県農林水産部農産課に提出すること。
- 2 防除実施者は、空中散布計画書の立案に当たって、空中散布の実施区域周辺を含む地理的状況、農業地域における住宅地や他作物の混在等の作業環境を十分に勘案し、実施区域及び実施除外区域、散布薬剤の種類及び剤型並びに自動操縦の可否について十分に検討を行うこと。
- 3 防除実施者は、空中散布の作業を他者に委託する場合は、作業委託先と十分に連携して空中散布計画書を作成すること。

(事前周知)

第4 空中散布の実施に関する事前周知

- 1 防除実施者は、空中散布の実施区域及びその周辺にある学校、病院等の公共施設、居住者、養蜂家等（以下、「関係者」という。）に対し、あらかじめ、空中散布の実施予定日時、区域、薬剤の内容等について連絡するとともに、実施に際しての協力を得るよう努めること。特に、学校、通学路等の周辺で実施する場合は、実施日及び実施時間について十分調整すること。
- 2 天候等の事情により空中散布の実施に変更が生じる場合は、変更に係る事項について、関係者に周知徹底を図ること。

(実績報告)

第5 空中散布を実施した場合の報告

防除実施者は、空中散布を実施した場合は、速やかに該当市町村名、実施月日、作物名等について記載した空中散布実績報告書（別記様式2）を作成し、岡山県農林水産部農産課に提出すること。